

# 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

平成28年7月

大阪府指定出資法人評価等審議会



# 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

## 目 次

1	はじめに	1
2	再点検の視点	1
3	再点検結果	2
4	別紙資料（再点検による審議会意見）	3・4

### 【参考資料】

- ・ 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票
- ・ 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿



## 1 はじめに

大阪府指定出資法人への人的関与のあり方については、当審議会の前身である「大阪府指定出資法人に関する専門家会議（役員派遣のあり方検討部会）」において、平成 21 年 7 月から 12 月にかけて、法人のポストごとに府の人的関与のあり方について検討を行った。その結果を踏まえ、平成 22 年 2 月の大阪府戦略本部会議において、府として引き続き人的関与が必要であるとして、23 法人 39 ポストが決定された。また、平成 25 年 12 月にも点検を行い、大阪府戦略本部会議において、17 法人 25 ポストが決定された。

その後これまでの間、前回審議会において「人的関与の必要性が認められない」とした全てのポストについて、官民同時公募の取組み等が適切に実施されていることを確認した。さらに、「人的関与の必要性が条件付きで認められる」としたポストのうち 2 ポストについて、法人の課題の解消等による見直しを実施されたことにより、現在、府が関与すべきポストは、16 法人 23 ポストであることについても確認した。

今回の再点検については、前回審議会意見書を踏まえ、大阪府戦略本部会議で一定の期間ごとに人的関与の継続の要否について点検が必要とされたことを受け、実施するものである。

平成 21 年 12 月 (見直し前)	平成 22 年 1 月 (見直し結果)	平成 25 年 9 月 (点検対象)	平成 25 年 12 月 (点検結果)	平成 28 年 4 月 【今回点検対象】
27 法人 59 ポスト	23 法人 39 ポスト	18 法人 30 ポスト	17 法人 25 ポスト	16 法人 23 ポスト

### 【今回再点検の経過】

#### 第 1 回（平成 28 年 4 月 13 日）

- 当審議会におけるこれまでの再点検の経過、前回意見書以降の府の取組み結果等の確認
- 今回の再点検の進め方等について審議

#### 第 2 回（平成 28 年 5 月 31 日）

- 個別審議・一括審議ポストの仕分けについて審議

#### 第 3 回（平成 28 年 6 月 15 日）

- 個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（5 法人 7 ポスト）

#### 第 4 回（平成 28 年 7 月 6 日）

- 審議会意見のとりまとめに向けた審議

#### 第 5 回（平成 28 年 7 月 13 日）

- 「大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書」の成案に係る審議

## 2 再点検の視点

前回の点検では、法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により、全ての法人のポストごとにその必要性の検討を行った。

今回の再点検では、前回までの点検結果も踏まえ、現時点で各法人の取り組むべき課題がどのように変化しているか（既に解決しているか、あるいは新たな課題が顕在化しているか等）を確認し、府

の人的関与の継続の要否について、検討を行った。具体的には、法人所管部局に対し、法人のポストごとに詳細な調査票の作成・提出を求め、それらをもとに、法人が取り組むべき課題等に変化のあるものについて、「個別審議」とし、変化のないものについて、「一括審議」とした。個別審議とした5法人7ポストについては、法人所管部局に対して個別にヒアリングを行った。

ヒアリングにあたっては、法人としての「取り組むべき課題の重要性」及び「法人課題と対象役員の職務との関連性」の視点から、「府の人的関与の必要性」について慎重に検討を行い、最終的に、審議会として意見をとりまとめたところである。

### **3 再点検の結果**

前述の視点に立ち、対象である16法人23ポストについて再点検を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 人的関与の必要性が認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる）としたものは、15ポスト
- (2) 人的関与の必要性が条件付きで認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる）としたものは、8ポスト
- (3) 人的関与の必要性が認められない（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき）としたものは、該当なし

※再点検による個別のポストごとの審議会意見については、別紙資料を参照

今回の再点検は、前回の点検から約2年半を経過して実施したが、これまでの複数回にわたる審議会意見を踏まえ、府としても適切にポストの見直し等が行われてきたことから、結果として、新たに「人的関与の必要性が条件付きで認められる」としたものは1ポストであり、「人的関与の必要性が認められない」としたポストはなかった。

しかしながら、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、今後とも、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることも想定されることから、引き続き一定の期間ごとに人的関与の継続の要否について点検していくことが必要と考える。また、府においては、指定出資法人の経営評価等を通じて、常日頃から適切に法人の経営状況を把握し、指導・調整を講じていくべきであると考え。

最後に、指定出資法人は、法人経営に対する府の関与を最小限とし、自立した経営への移行を目指すべきである。そのためにも、法人職員が自ら法人経営のかじ取りを担う体制とすべく、中長期を見通し計画的にプロパー職員の育成を進められたい。「人的関与の必要性が条件付きで認められる」としたポストについては、今後の自立化を前提としたものであり、府においては、この点を十分に踏まえて、引き続き、指定出資法人の指導・調整にあたられたい。

# 【参考資料】

## 【目 次】

- 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票
- 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿





## 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 目次

整理 番号	法人名	役職名（勤務形態）	ページ
1	（公財）大阪国際平和センター	業務執行理事（常勤）	1
2	（公財）大阪府国際交流財団	理事長（常勤）	3
3	（株）大阪国際会議場	専務取締役（常勤）	5
4	（公財）大阪府保健医療財団	理事長（非常勤）	7
5	（公財）大阪産業振興機構	理事長（常勤）	11
6	（公財）千里ライフサイエンス振興財団	専務理事（常勤）	13
7	大阪信用保証協会	常勤役員（常勤）	15
8	（公財）西成労働福祉センター	代表理事（非常勤）	17
9		業務執行理事（常勤）	21
10	（一財）大阪府みどり公社	理事長（常勤）	25
11	（公財）大阪府都市整備推進センター	理事長（常勤）	27
12		常務理事（常勤）	33
13	大阪府道路公社	理事長（常勤）	37
14	大阪高速鉄道（株）	代表取締役社長（常勤）	39
15		代表取締役専務（常勤）	43
16	大阪外環状鉄道（株）	代表取締役社長（常勤）	47
17		常務取締役（常勤）	49
18	大阪府土地開発公社	理事長（常勤）	51
19		常務理事（常勤）	53
20	大阪府住宅供給公社	理事長（常勤）	55
21		常務理事（常勤）	59
22	（一財）大阪府タウン管理財団	理事長（常勤）	63
23		常務理事 [千里事業本部長]（常勤）	67



## 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

（平成28年4月1日現在）

氏 名	職 名	備考
上野 恭裕	関西大学社会学部 教授	—
上村 多恵子	京南倉庫（株） 代表取締役社長	—
大庭 みどり	（有）ジェイド・コンサルティング 代表取締役	—
小田 利昭	公認会計士小田事務所 公認会計士	—
川本 久美子	マネジメントオフィスかわもと 代表	—
中本 行則	公認会計士中本行則事務所 公認会計士	—
橋本 豊嗣	はしもと経営研究所 代表	—
林 由佳	新日本有限責任監査法人 公認会計士	—
松川 雅典	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士	—
丸岡 利嗣	（株）マルゼン 代表取締役	—
元吉 由紀子	（株）スコラ・コンサルト プロセスデザイナー・行政経営デザイナー	—
山本 浩二	大阪府立大学大学院経済学研究科 教授	会長
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株） 主席研究員	—

（五十音順・敬称略）